別紙様式第十七号の六注意事項1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1)　法第57条の13第1項又は第57条の14の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号注意事項に次のように加える。

3　法第29条の2第1項若しくは第33条の3第1項の登録申請書又は法第31条第1項若しくは第33条の6第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十三号に次のように加える。

（注意事項）

法第29条の2第1項若しくは第33条の3第1項の登録申請書又は法第31条第1項若しくは第33条の6第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十六号の「代表者の役職氏名　　印」の次に次のように加える。

（注意事項）

法第66条の28第1項の登録申請書又は法第66条の31第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」の欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十八号注意事項1中(6)を(7)とし、(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(1)として次のように加える。

(1)　法第66条の28第1項の登録申請書又は法第66条の31第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」又は「氏名」の欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第二条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形備考中「記載スベシ」の次に「第一条第一項ノ免許申請書又ハ法第三十五条ノ二ノ四ノ規定及ビ第二十三条第一項第三号又ハ第四号ノ規定ニ因ル届出書ニ婚姻前ノ氏名ヲ併セテ記載シ提出シタル者ニ就テハ其ノ書類ニ記載シタル当該氏名ヲ変更スル旨ヲ届ケ出ルマデノ間提出者欄ニ当該氏名ヲ括弧書ニテ併セテ記載シ又ハ当該氏名ノミヲ記載スルコトヲ得」を加える。

附属明細書ひな形の「代表取締役氏名　　㊞」の次の記載上の注意中「記載すること」の次に「。第1条第1項の免許申請書又は法第35条の2の4の規定及び第23条第1項第3号又は第4号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

附属明細書ひな形2の(1)記載上の注意中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2　第1条第1項の免許申請書又は法第35条の2の4の規定及び第23条第1項第3号又は第4号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第35条の2の3第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第三条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式一記載上の注意1の(2)中「かっこ書き」を「括弧書」に改め、同様式記載上の注意中4を5とし、1から3までを2から4までとし、1として次のように加える。

1　法第156条の24第2項の申請書又は法第156条の28第3項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式二記載上の注意中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第156条の24第2項の申請書又は法第156条の28第3項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。